

6 誰でもできる選挙運動

(※満18歳未満の者、公民権を停止されている者は除く)

(1) 個々面接

- ★ 街頭やバス・電車の中でたまたま出会った知人に投票の依頼をすることができます。
なお、選挙人の家を訪ねて投票を頼んで歩くことは、戸別訪問として、公職選挙法で禁止されています。
- ★ 商店、スーパーマーケットなどへ、たまたま買い物に来たお客さんに対し、店主や店員から投票を依頼することができます。

(2) 電話の利用

- 電話を使って有権者を次々に呼び出して投票を依頼することができます。
- なお、電報を打つことは、禁止されています。



(3) 選挙運動用「葉書」の利用

- 選挙運動に利用できる「選挙用」と表示された葉書を候補者から受け取り、有権者自身の名で知人などに候補者を推薦することができます。
- この「選挙用葉書」以外の葉書や封書で出すと選挙違反になります。この葉書は、郵便局の窓口差し出さなければなりません。

(4) インターネットの利用は

- 自分のメールアドレス等の連絡先を表示した上で、ウェブサイト等で自らが支持する候補者への投票を呼びかけることができます。ただし、電子メールを利用した選挙運動については、候補者と政党等に限られます。(30ページ参照)

(5) ^{まくあい}幕間演説

- 映画、演劇等の幕間、青年団、婦人会、会社の集会等の休憩時間に、そこに集まっている者を対象にして、候補者、選挙運動員又は第三者が選挙運動のための演説をすることができます。しかし、あらかじめ聴衆を集めてもらって、そこに出向いて演説することは禁止されています。

(6) 個人演説会

- 個人演説会における弁士として、選挙演説をすることができます。

(7) 労務提供

ポスター掲示場にポスターを貼ったり、選挙事務所での手伝いをすることができます(判断を要しない単純労務であれば、満18歳未満の者でも従事可能です)。

(8) 選挙運動資金の寄附

選挙運動資金の一部として、候補者に現金を寄附することができます。

しかし、陣中見舞として酒などを候補者に贈ることは、禁止されています(飲食物の提供の禁止)。もし贈った場合には、贈った側が罰せられることになります。

※ 個人が候補者に対してできる寄附については、政治資金規正法の制限があります。(参考資料4(4)参照)

- 金銭等(金銭及び有価証券)による寄附は、選挙運動資金として行う寄附を除き禁止されます。
- 金銭等以外の寄附は、候補者1人に対し、その政治活動に関して年間150万円まですることができます。

〔選挙メモ〕

買収、供応

ある特定の候補者を当選させること又は当選させないことを目的として人に金銭や物品を渡したり、供応接待すなわちごちそうをしたり、そのような事情を知りながらその金銭や物品を受けたり、ごちそうになったりすることは、選挙犯罪のうちで最も悪質であり、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処せられます。義理にからまれてやむを得ず受け取った場合でも罰せられますし、選挙の事前であっても事後であっても罰せられます。



7 選挙運動に使ってもよいお金

- ★ 選挙運動の方法は多様であり、多くの経費が必要とされます。ただし、経費に一定の限度を設けないと、候補者の人物、識見、政策等を争うよりも、候補者の資金力の争いによる選挙になってしまう危険性があります。
- ★ そこで、公職選挙法では、選挙運動に使ってよいお金の制限額（選挙運動費用の法定制限額）を決めて、お金の力によって選挙が支配され、汚され、ゆがめられることを防ごうとしています。
- ★ 選挙運動費用の法定制限額は選挙ごとに算出方法が異なり、また、有権者数や定数によって算出することから、同じ選挙でも、選挙区によって異なります。

選挙運動費用制限額の算出方法

選挙運動費用の法定制限額は、次の方法で算出することになっています。

選挙の種類	制限額の算出方法
衆議院（小選挙区）議員 都道府県知事 市町村長	$\text{選挙人名簿登録者数}^{(注)} \times \text{人数割額} + \text{固定額} = \text{法定制限額}$
参議院（選挙区）議員 都道府県議会議員 市町村議会議員	$\frac{\text{選挙人名簿登録者数}^{(注)}}{\text{選挙区内の議員定数}} \times \text{人数割額} + \text{固定額} = \text{法定制限額}$
参議院（比例代表）議員	5,200万円

(注) 公示（告示）日前日における選挙人名簿登録者数をいいます。

選挙の種類	人数割額	固定額	備考 [法定制限額の頭打ち額]
衆議院（小選挙区）議員	15円	1,910万円	—
参議院（選挙区）議員 （本県の場合）	13円	2,370万円	5,925万円（固定額の2.5倍の額）
都道府県知事	7円	2,420万円	6,050万円（固定額の2.5倍の額）
都道府県議会議員	83円	390万円	—
市長	81円	310万円	1,860万円（固定額の6倍の額）
市議会議員	501円	220万円	660万円（固定額の3倍の額）
町村長	110円	130万円	—
町村議会議員	1,120円	90万円	—

★ 出納責任者が選挙運動費用の制限額を超えて支出すると、出納責任者が処罰されるとともに、連座制により、候補者の当選が無効とされ、且つ、その後5年間、同じ選挙で同一の選挙区からは立候補できなくなります。

各候補者の出納責任者は、選挙運動に関してなされた寄附その他の収入や支出に関する事項を記載した報告書を、選挙の期日から15日以内に当該選挙を管理した選挙管理委員会に報告しなければなりません。

報告書を受理した選挙管理委員会は、報告書の要旨を公報等で公表することとされており、また、報告書は受理した日から3年間保存され、この間誰でも閲覧することができます。

8 選挙浄化の徹底

★ 連座制

公職選挙法は、選挙の腐敗を無くすことを目的として、候補者や立候補予定者に対し、選挙の浄化に関する重く、且つ、厳しい責任を負わせる「連座制」について規定しています。

「連座制」とは、候補者や立候補予定者と一定の関係にある者が、買収罪等の罪を犯し、刑に処せられた場合、たとえ、候補者や立候補予定者が買収等の行為に関わってなくても、候補者の当選を無効とし、候補者や立候補予定者に5年間の立候補制限という制裁を科す制度です。

連座対象者

- 1 総括主宰者（実態で判断）
- 2 出納責任者（原則、公職選挙法第180条、第182条の届出があった者）
- 3 地域主宰者（実態で判断）
- 4 候補者又は立候補予定者の親族（^(注1)候補者等と意思を通じて選挙運動をした者^(注2)）
- 5 候補者又は立候補予定者の秘書（^(注2)候補者等と意思を通じて選挙運動をした者）
- 6 組織的選挙運動管理者等

(注1) ここにいう「親族」とは、候補者又は立候補予定者の父母、配偶者、子又は兄弟姉妹をいいます。

(注2) ここにいう「候補者等」とは、候補者、立候補予定者、総括主宰者又は地域主宰者をいいます。